

■養成所ニュースプラス第37号2025■

障害者基本法では、毎年12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。障害のある人の自立や社会参加の支援のため、国及び地方公共団体が民間団体等と連携して、様々な取り組みが行われます。養成所がある港区でも、関連イベントとともに体験コーナーや区内施設の自主生産品販売が行われました。

Plus Quiz「児童・家庭福祉」から「児童相談所の設置や業務」に関する問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも、あわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【32回問題142】児童相談所の設置及び業務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 都道府県及び政令指定都市・中核市は、児童相談所を設置しなければならない。
2. 児童相談所長が行う一時保護は、保護者の同意なく1か月を超えてはならない。
3. 児童相談所長は、児童本人の意に反して一時保護を行うことはできない。
4. 児童相談所長は、児童等の親権者に係る民法の規定による親権喪失の審判の請求を行うことができる。
5. 管理栄養士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

正答と解説は最後に記載しています。

■Yoseijo Info

- ・(36期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(37期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第38回国家試験は、令和8年2月1日（日）です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1627517&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1627518&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

- ・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイド」をwebにて公開しています。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするためのURLやパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第6号配信時にPDFデータを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URLはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1627519&c=3246&d=99c7>

- ・12月4日（木）に、国家試験直前対策講座（有料）のご案内を発送しました。養成所ニュースプラス第36号にも添付しています。是非ご活用ください。

サンプル動画（一部抜粋）URLはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1627520&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1627521&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第38期生の出願を受け付けております。

現在、2期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1627522&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1627523&c=3246&d=99c7>

■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1627524&c=3246&d=99c7>

■Plus Column · · · ·

年末まで休載します。

【Plus Quiz · · · · 正答と解説】

「子ども・家庭福祉」では、大項目「児童・家庭に対する法制度」「児童・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割」が頻出です。毎年、前者では、児童福祉法を軸に複数の法律から出題され、後者では、市町村の役割や連携を中心に出題されています。

事例問題も37回3問、36回2問、35回3問、34回3問、33回2問と、例年出題されています。設問にあるソーシャルワーカーの立場でいかに対応するのか、様々な視点から判断が求められます。最近の特徴としては、子育て支援課や子育て相談等、市の対応が問われています。

37回では、意見表明権支援事業、こども基本法、困難問題を抱える女性への支援に関する法律（「女性支援新法」）など、初版のテキストでは掲載されていない法改正や新法から出題されました。お手元の今年度出版の受験参考書や、皆さんに送付しています「最新社会福祉士養成講座別冊／社会福祉制度等の主な動きとポイント2025」で「子ども・子育て支援法等の改正」「子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正」等の概要を押さえておきましょう。

これらの出題の前提となるのが、中項目「児童・家庭を取りまく社会環境」になります。この3年間の出題はありませんが、出生数や合計特殊出生率、人口減少と自然減の状況を確認し、児童虐待やDV、ひきこもり、不登校、いじめ、ひとり親家庭の現状について理解しておきたいものです。

1. ×都道府県及び政令指定都市は設置義務ですが、中核市は必置ではありません。2006（平成18）年4月からは中核市程度の人口規模の市で、政令で指定する市も、2017（平成29）年4月からは特別区も設置が可能となりました。

2. ×一時保護は、子どもの行動制限が伴うため原則として2か月を超えてはなりません。ただし、一時保護理由が解消していない場合等必要がある場合は、引き続き一時保護を続けることができます。保護者の同意がなく2か月を超える場合には、児童相談所長や都道府県知事が家庭裁判所の承認を得なければなりません。

3. ×一時保護は、事前か事后に子どもや保護者の同意を得ることが望ましいですが、子どもの福祉を害すると認められる場合は、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護ができます。

4. ○児童相談所長は、子どもの最善の利益を保障するために親権喪失や親権停止、管理権喪失の審判の請求を家庭裁判所に行うことができます。

5. ×管理栄養士の配置は規定されていません。職員配置は児童相談所運営方針に定められています。標準とされる職員は、所長、次長及び各部門長、児童福祉司、相談員、精神科医、小児科医、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士等です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus